平成２６年（フ）第８３号
山口県下関市王司本町５丁目３番50号　レオパレス21ブルーマリン107号
債務者　岡村　庄治
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
福岡県久留米市花畑３丁目19番地１、前住所福岡県久留米市日吉町26番地３
債務者　近藤美恵子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第２５６号
北九州市八幡西区香月中央１丁目５番４―204号
債務者　高岡　栄美（旧姓青柳）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１２３号
鹿児島県鹿児島郡三島村大字竹島１番地
債務者　日髙　賢二
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第９４号
秋田県潟上市天王字細谷長根266番地32、前住所秋田市下新城笠岡字堰根12番地
債務者　宇佐美幸雄
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５８２号
京都市左京区一乗寺西浦畑町８番地１　Ｂｕｒｓｗｏｏｄ　Ａ棟202号室、前住所京都市右京区西京極郡町94番地　フレーヴァー西京極306号室
債務者　田中　美帆
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５８８号
京都市伏見区久我御旅町４番地の196
債務者　西藤　廣子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
兵庫県宝塚市御殿山２丁目18番10号、前住所大阪府高石市加茂１丁目20番１―307号
債務者　矢本　　健
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
奈良市南永井町354番地の31
債務者　桝田　寛之
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１６２号
奈良県大和郡山市番条町１番地１　県住19―503
債務者　瀧岡　廣子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２２号
広島県尾道市山波町2831番地　浜原貸家３号室
債務者　国原　和子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１４４号
愛媛県松山市西垣生町1484番地７
債務者　川本　敏男
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５２号
愛媛県東温市牛渕1957番地１　県営牛渕団地12棟1246号
債務者　栗原津多子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５８号
愛媛県松山市下難波乙167番地113
債務者　酒井　昭夫
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６０号
愛媛県松山市立花１丁目10番17号　立花ビル地下
債務者　越智　史郎
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６４号
愛媛県松山市東方町403番地
債務者　池田奈美子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０号
福岡県宮若市下271番地２
債務者　伊藤　　昇
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
福岡地方裁判所直方支部